

関連規約・規則・規程等

【党規約】

6条2項

党大会は、年間活動計画、予算、決算、規約の改正及びその他の重要事項を審議し決定する。

6条3項

党大会は、執行役員会の承認に基づき、代表が招集する。

7条1項

本党に、次の各号に定める役割を担うため、執行役員会を設置する。

7条1項3号

党運営に関する以下の規則について審議、決定する。

党大会規則

組織規則

候補者選定規則

代表選挙規則

幹事会規則

政務調査会規則

総務会規則

党規規則

その他、執行役員会にて必要と認めた規則

8条4項

代表の任期満了に伴う代表の選出は、党员による選挙によって行う。代表選出のための選挙は、代表の任期が終了する年の9月に行うことを通例とする。

8条6項

党员は、代表選挙の選挙権を有するものとする。

8条8項

本規約に定める機関の役員等の任期は、代表の任期に従うものとする。

附則 4 条

本規約に定めのない事項については、執行役員会で決定する。

【代表選挙規則】

24 条 1 項

執行役員会において臨時緊急であると認める時、第 23 条に基づき、党大会以外での代表選出をすることができる。

【代表選出臨時規程】

4 条

両院議員総会において選出する新代表の残任期間は平成 27 年 9 月末日とする。

【党大会規則】

4 条 1 項

党大会は、代表が、構成員に対して、党大会の日の 10 日前までに招集状を発送して招集するものとする。

6 条 3 項

党大会実行委員長は、党大会の事務を統理する。

6 条 4 項

党大会実行委員長は、代表が選任し、執行役員会の承認を得るものとする。